

社会福祉法人広島市社会福祉事業団会計監査人候補者選定に係る
公募型プロポーザルの手続開始について（公告）

平成30年 7 月 2 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

社会福祉法人広島市社会福祉事業団
理 事 長 松 井 一 實

1 業務の概要

(1) 業務名

社会福祉法人広島市社会福祉事業団予備調査業務及び会計監査業務

(2) 業務内容

本業務は、以下の2つの業務から構成される。業務実施に係る具体的な手段・方法については、受嘱者の提案と裁量に委ねるものとする。

ただし、会計監査人の設置基準（社会福祉法施行令第13条の3）が改正されず、平成31年度に会計監査人設置義務が生じなかった場合には予備調査業務は実施するが、会計監査業務については中止するものとする。

ア 予備調査業務

社会福祉法人広島市社会福祉事業団（以下「当事業団」という。）の内部統制の整備・運用、社会福祉法人会計基準等に基づく会計処理及び計算書類の現状調査を実施し、社会福祉法の規定による会計監査に適切に対応できるよう、改善を要すると認められる事項について指導・助言等の支援を実施する。

イ 会計監査業務

社会福祉法の規定による会計監査人としての業務等を実施する。

(3) 契約期間

ア 予備調査業務

契約締結の日から平成31年3月31日まで

イ 会計監査業務

契約締結の日（平成31年度定時評議員会（平成31年6月中旬の予定）において選任を受けた日）から締結日の属する事業年度の計算書類等を提出した定時評議員会の終結の日（平成32年6月中旬の予定）までとする。

ただし、法第45条の4第2項又は法第45条の5の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（平成32年度）及び翌々事業年度（平成33年度）についても契約するものとする。

(4) 会計監査人候補者の選定方法

公募型プロポーザルを実施し、会計監査人候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「社会福祉法人広島市社会福祉事業団会計監査人の選任に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）」による。

2 応募資格

次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律103号）第16条の2に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人であること。また、公認会計士法の規定により、計算書類等について監査することができない者でないこと。
- (2) 当事業団経理規則施行基準第4条の規定に該当しない者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (4) 公告日から選任日までの間いづれの日においても、金融庁による業務の停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消し、当事業団の指名停止措置を受けていないこと。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、当事業団のホームページ（<http://www.hsfj.city.hiroshima.jp/>）からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合など）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から平成30年7月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等以外（以下「開庁日」という。）の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒732-0052 広島市東区光町二丁目15番55号（広島市児童総合相談センター5階）
社会福祉法人広島市社会福祉事業団事務局（以下、「事務局」という。）
TEL 082-506-2030 FAX 082-567-6313
E-Mail honbu-6@hsfj.city.hiroshima.jp

4 参加申込

(1) 申込期間

公告日から平成30年7月20日（金）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出書類及び方法

参加表明書（様式1）を、事務局に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、必ず配達証明付き書留郵便（簡易書留郵便は不可。）とし、申込期間最終日の午後5時までに必着のこと。

(3) 提出場所

3の(2)に同じ。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告日から平成30年7月20日（金）まで。

イ 提出書類及び方法

質問書（様式2）を事務局に電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出先

3の(2)に同じ。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、平成30年7月27日（金）まで、当事業団のホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

平成30年7月27日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

3の(2)に同じ。

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は、必ず配達証明付き書留郵便（簡易書留郵便は不可。）とし、申込期間最終日の午後5時までに必着のこと。

7 会計監査人候補者の選定

(1) 企画提案書の審査

当事業団会計監査人候補者選定委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、平成30年8月23日以降において、すべての参加者に書面により通知する。

(4) 審査結果の公表等

審査結果については、平成30年8月23日以降において、当事業団のホームページで公表する。

8 会計監査人の選任

会計監査人候補者として選定した者を平成31年度の定時評議員会（6月中旬の予定）へ諮り、評議員会の決議により選任する。任期は、選任日の属する事業年度（平成31年度）の計算書類等に関する定時評議員会の終結の日（平成32年6月中旬の予定）までとする。ただし、社会福祉法第45条の4第2項又は法第45条の5の規定による解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（平成32年度）及び翌々事業年度（平成33年度）についても契約するものとする。

また、会計監査人の設置基準（社会福祉法施行令第13条の3）が改正されず、平成31年度に会計監査人設置義務が生じなかった場合には、会計監査人として選任しない。この場合、会計監査人候補者として効力は消滅するものとする。

9 契約の締結

(1) 予備調査業務

会計監査人候補者に選定した者と速やかに予備調査業務に係る委託契約を締結する。

契約期間は、1の(3)、アのとおりとし、契約書及び契約約款等は、当事業団所定の様式を使用する。

(2) 会計監査業務

会計監査人候補者に選定した者が評議員会において会計監査人として選任された後、速やかに監査契約を締結する。

監査契約書及び契約約款は、日本公認会計士協会制定の社会福祉法人用の監査契約書（個人用、監査法人用、監査法人用－指定社員制度利用）に、事業団が必要とする条項（別添のとおり。）を加えたものとし、会計監査人がプロポーザルにおいて提出した企画提案書の内容により、協議のうえ決めることとする。

契約期間は、会計監査人の任期とする。ただし、解任等特段の事情がなければ、翌事業年度（平成32年度）及び翌々事業年度（平成33年度）についても契約するものとし、報酬の額は、消費税率の改正等を除き原則として変更しないものとする。

10 その他

詳細は、「会計監査人候補者の選定に係る公募型プロポーザル説明書」による。